

## 宇都宮市地域で支え合う自治会条例（令和7年条例第10号）

### （目的）

第1条 この条例は、自治会が人と人との支え合いによる地域活動において果たす役割の重要性を踏まえ、自治会の維持及び活動の活性化に関する基本理念を定め、自治会、市民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び市の役割について明らかにすることにより、自治会の持続可能性を確保し、もって誰もが身近な地域で共に支え合い、安全にかつ、安心して暮らすことができ、夢や希望をかなえることができるまちを実現し、将来の世代に継承することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者をいう。
- (2) 公共的活動 市民その他の個人又は団体が協力して行う、共通する便益の増進につながる活動をいう。
- (3) 協働 互いに対等の立場で理解し、尊重し合いつつ、役割及び責任を担い合い、効果的に公共的活動に取り組むことをいう。
- (4) 自治会 町の区域その他市内の一定の区域に居住する者（以下「地域住民」という。）の地縁に基づいて形成された団体であつて、地域住民相互の連絡及び交流、防災活動、防犯活動、環境美化活動その他の良好な地域社会の維持及び形成並びに地域住民の福祉の向上に資する地域的な共同活動を行うことを目的とするものをいう。
- (5) 自治会の連合体 宇都宮市自治会連合会及び同会を構成する地区連合自治会をいう。
- (6) 地域活動団体 地域で自主的に公共的活動を行う地域ごとに形成された団体（第4号に掲げるものを除く。）をいう。
- (7) 非営利活動団体 自主的に公共的活動を行う団体であつて、営利を目的とせずに活動する団体（第4号及び前号に掲げるものを除く。）をいう。
- (8) 事業者 市内において事業活動を行う企業その他の団体（第4号、第6号及び前号に掲げるものを除く。）をいう。
- (9) 住宅関連事業者 事業者のうち、市内における住宅用地の開発若しくは販売又は住宅の建築、販売、賃貸若しくは管理（これらの行為を代理し、又は媒介する場合その

他これらに類する行為を行う場合を含む。以下「住宅の建築等」という。)を業として行うものをいう。

(基本理念)

第3条 自治会の維持及び活動の活性化は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 自治会、市民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び市（以下「関係者」という。）は、等しく地域社会を構成する一員であるという意識を持ちながら、相互に連携し、及び協働して地域活動に取り組むこと。
- (2) 第1条に規定する目的を達成するために自治会が重要な役割を担っており、今後も維持されるべき存在であることを関係者が認識し、共有すること。
- (3) 地域住民の相互理解に基づき、地域住民の多様な価値観及び自主性を尊重するとともに、自治会の自主性及び自立性を尊重し、並びに地域の特性に配慮すること。

(自治会の役割)

第4条 自治会は、地域住民による民主的な運営の下、地域住民相互の親睦及び交流を推進するとともに、その地域における公共的課題の解決に努めることにより、誰もが身近な地域で共に支え合い、安全に、かつ、安心して暮らすことができ、夢や希望をかなえることができるまちの実現と将来の世代への継承に努めるものとする。

- 2 自治会は、自治会に対する地域住民の理解を深め、自治会への加入及び活動への参加を促すため、その活動状況に関する情報の積極的な提供等により、その運営の透明性の向上を図り、もって地域住民にとって分かりやすく、誰もが参加しやすい開かれた組織づくりに努めるものとする。
- 3 自治会は、自治会の維持及び活動の活性化を推進するため、地域住民の意向を的確に把握し、その活動に反映するとともに、運営の効率化や活動の適正化により役員等の負担軽減を図るよう努めるものとする。
- 4 自治会は、その活動を補い合い、又は深めるため、自治会の連合体、他の自治会、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び市と連携し、及び協働して地域活動に取り組むよう努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、地域社会を構成する一員であることを認識し、地域活動における自治会の意義及び重要性について関心及び理解を深めるよう努めるものとする。

2 市民は、自治会への加入及び自治会活動への参加を通じて地域活動に参加するよう努めるものとする。

(地域活動団体及び非営利活動団体の役割)

第6条 地域活動団体及び非営利活動団体は、地域活動における自治会の意義及び重要性について関心及び理解を深めるよう努めるものとする。

2 地域活動団体及び非営利活動団体は、その活動内容及び特性に応じ、自治会の活動に積極的に参加及び協力し、協働して地域活動に取り組むよう努めるものとする。

(事業者及び住宅関連事業者の役割)

第7条 事業者は、地域活動における自治会の意義及び重要性について関心及び理解を深めるよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業内容及び特性に応じ、自治会の活動に積極的に参加及び協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、従業員がその居住する地域の自治会に加入し、又はその活動に参加することに配慮するよう努めるものとする。

4 住宅関連事業者は、住宅の建築等を行うに当たっては、次に掲げる取組を実施するよう努めるものとする。

(1) 当該住宅の入居者（新たに入居しようとする者を含む。以下同じ。）と当該住宅が所在する地域の地域住民との良好な近隣関係の保持

(2) 当該住宅が所在する地域の自治会に対する当該住宅の入居者の自治会への加入に資する情報の提供

(3) 当該住宅の入居者に対する自治会への加入又は自治会の設立に資する情報の提供

(市の役割)

第8条 市は、基本理念にのっとり、自治会の維持及び活動の活性化に関する施策を立案し、総合的に推進する責務を有するものとする。

2 市は、地域活動の効果的な推進に向けて、関係者相互間の連携及び協働の促進が図られるよう必要な環境の整備を行うものとする。

3 市は、自治会に関する市民、地域活動団体、非営利活動団体及び事業者の関心及び理解を深めるとともに、自治会への加入及び活動への参加並びに協力を促進するため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

4 市は、自治会の維持及び活動の活性化に向けた取組が円滑に進むよう、自治会からの

相談に応じるとともに、研修の実施、情報の提供及び助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

5 市は、施策及び事業の実施に当たり、自治会に協力を依頼する場合には、自治会の負担が過重なものとならないよう十分に配慮するものとする。

6 市は、職員に対し、その居住する地域の自治会への加入を促進し、及び活動に参加することに配慮するものとする。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。